

産業・組織心理学会「理事・監事選挙規則」

(目的)

1. 本規則は、産業・組織心理学会会則第6条並びに細則第5条にもとづき、役員選挙について定めるものである。

(理事の定数)

2. 会則第6条に定める監事を除く役員(以下、理事と称する)40名のうち、32名は会員の選挙により、8名は、現常任理事会の推薦によって選出する。

(投票および連記の数)

3. 理事選挙の投票は、10名連記・無記名・郵送によるものとする。投票は送付された投票用紙を用い、定められた締め切り日までに事務局に到着したものをもって有効とする。

(当選の決定)

4. 理事当選の決定は得票順とする。同得票者の生じたときは抽選により決定する。何らかの事由により欠員の生じた場合、次点者をもって補い、その任期は前任者の残りの期間とする。

(監事の選出)

5. 監事の投票は、2名連記・無記名とし、理事の投票と同時に行う。
監事および理事の両者に当選した場合、理事当選を先とする。

(常任理事の選出)

6. 本会細則第5条第4項により選出する常任理事の数は10名とする。

(推薦常任理事の選出)

7. 上項により選出された常任理事のほか現会長および常任顧問をくわえた推薦委員会において、選出された理事の中から4名の常任理事を選出し委嘱することができる。

(その他の事項)

8. ここに定めた以外の問題が生じた場合、選挙管理委員会が原案を作成し、常任理事会において決定する。

1. この規則は1987年9月21日より施行する。

2. 1991年9月21日改定施行する。

3. 1997年12月10日改定施行する。

4. 2003年9月11日改定施行する。